

作成日：2013 年 09 月 14 日

改訂日：2025 年 12 月 24 日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

1. 1 製品特定名 : SHT-N6M-1
1. 2 製品の推奨用途と使用上の制限
 - (1) 推奨用途
家電用途、電子材料、工業用途の装置部品材料など
 - (2) 使用上の制限
体内埋め込み用途には使用しないでください。
医療用途、食品に接触する用途に使用される場合は、その具体的用途および使用方法について必ず事前にご相談下さい。
1. 3 供給者の詳細
 - (1) 会社名 : 東レプラスチック精工株式会社
 - (2) 住所 : 〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル 3階
 - (3) 担当部署 : 品質保証部
 - (4) 電話番号・FAX番号 :

東京押出版売課	TEL:03-3241-6816	FAX:03-3270-5247
大阪押出版売課	TEL:06-6443-9296	FAX:06-6448-0372
名古屋押出版売課	TEL:052-581-1516	FAX:052-581-1839
海外押出版売課	TEL:03-3241-6817	FAX:03-3270-5247

2. 危険有害性の要約

2. 1 化学物質または混合物の GHS 分類
本製品は成形品（アーティクル）であり、GHS分類の対象外です。
2. 2 GHSラベル要素：対象外
2. 3 絵表示またはシンボル : なし
2. 4 危険有害性情報 : 特になし
2. 5 注意書き : 特になし

(1) 【予防策】

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないで下さい。
熱／花火／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけて下さい。
(使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合、) 粉じんまたはミストを吸入しないで下さい。
(必要な時以外は) 環境への放出を避けて下さい。
取扱い後はよく洗って下さい。

(2) 【応急処置】

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させて下さい。医師に連絡して下さい。
飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡して下さい。口をすすいで下さい。
眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗って下さい。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して下さい。その後も洗浄を続けて下さい。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗って下さい。

取扱った後、手を洗って下さい。

気分が悪い場合：医師の診断／手当を受けて下さい。

(3) 【保管】

直射日光、水漏れ、湿気、急激な温度変化を避け。施錠して換気の良いところで保管して下さい。

熱源、発火源から離れた場所で保管して下さい。

市町村条例に従って取扱して下さい。

(4) 【廃棄】

国、都道府県、市町村の関連法律、規則、条令に従って処理して下さい。

3. 組成、成分情報

3. 1	製品の区分	:	成形品（アーティクル）
3. 2	化学名（推奨）	:	ポリカプラミド
	別名（通称、略称）	:	ポリアミド6樹脂 ナイロン6樹脂
3. 3	成分開示可否	:	可
	成分の名	:	ポリカプラミド
	含有量	:	99.5%以上
	CAS No.	:	25038-54-4
	化審法番号	:	7-357
	安衛法番号	:	7-357
	TSCA	:	登録済み
	成分の名	:	二硫化モリブデン
	含有量	:	0.5%以下
	CAS No.	:	1317-33-5
	化審法番号	:	1-481
	安衛法番号	:	1-481
	TSCA	:	登録済み

その他の成分 : 微量のCa系金属石鹼を添加している。

4. 応急措置

4. 1 必要な応急処置の説明

(1) 吸入した場合 :

樹脂の溶融時に発生するガスを吸入して気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所へ移動し、回復を待って下さい。回復しない場合には、医師の診断を受けて下さい。通常では該当しませんが、熱分解による発生ガスを吸入した場合は、直ちに新鮮な空気のある場所へ移動し、回復を待って下さい。回復しない場合には、医師の診断を受けて下さい。サンディング、研磨あるいは切断等の加工時に発生する粉塵を大量に吸入したことによって、咳や胸苦しさ等の呼吸器系の症状が生じた場合には、直ちに空気の清浄な場所へ移動して下さい。

呼吸困難の場合には酸素を与え、直ちに医師の診断を受けて下さい。

(2) 皮膚に付着した場合 :

粉塵が付着した場合には石鹼と流水で十分に洗い流して下さい。溶融物が付着した場合には、直ちに清浄な水で冷却して下さい。皮膚の上で固まった樹脂は無理に剥がさず、十分に冷却させてから速やかに医師の診断を受けて下さい。

(3) 目に入った場合 :

速やかに流水にて15分以上の洗浄を行って下さい。眼をこすらないで下さい。洗眼は
瞼を指で開いて行なって下さい。刺激等の異常が認められる場合には眼科医の診断を受け
て下さい。

(4) 飲み込んだ場合 :

誤飲した場合には、コップ1から2杯の水を飲ませて吐かせて下さい。必要があれば医師
の診断を受けて下さい。

(5) 応急措置をする者の保護 :

溶融物、高温物を除去する場合は保護手袋を着用して下さい。

5. 火災時の措置

5. 1 適切な消火剤及び使ってはならない消火剤

(1) 適切な消火剤 : 霧状水、噴流水、泡、粉末、炭酸ガス

(2) 使ってはならない消火剤 : 知見なし

5. 2 火災時の特定危険有害性 :

火災時には、有害なガス（一酸化炭素、窒素酸化物）が発生する可能性があります。また、
大量の黒煙が発生する可能性があります。

火災の際、熱分解または燃焼により刺激性で有害性の強いガスが発生する恐れがあります。

5. 3 特定の消火方法 :

安全な距離から散水冷却して周囲の設備を保護して下さい。

周辺火災の場合で移動可能な製品等は、安全に行なえる場合に限り火災場所から搬出して
下さい。

移動不可能の場合には、製品等に注水して冷却して下さい。

消火作業は、離れた風上から行って下さい。

関係者以外は安全な場所に退去させて下さい。

5. 4 消火を行う者の保護 :

必ず呼吸保護具と適切な保護具を着用し、風上より行なって下さい。

6. 漏出時の措置

6. 1 人体に対する注意事項 :

機械加工時の切屑や切粉を床にこぼした場合は転倒の恐れがあるので、ほうきや掃除機で集
めて回収してください。

(廃棄方法は廃棄上の注意に従って行ってください)

6. 2 環境に対する注意事項 :

細かい切屑や切粉は海洋生物、鳥類が摂取することを防止するために、全て回収して下さい。

7. 取扱い及び保管上の注意

7. 1 安全な取り扱いのための注意事項

(1) 取扱い1 : 製品を運搬する時は滑り易いので滑り止めの付いた手袋を着用し安全靴
を必ず履いて下さい。

A. 製品を一度に多量運搬する時には重量負荷を低減させる目的で、できるだけ助力装置を使
用して下さい。

B. 製品を投げたり、落下させると割れて飛散する可能性がありますので、丁寧に取扱い願
います。

C. 製品のエッジ部で手を切り怪我をする恐れがありますので、滑り止めの付いた手袋を着用
して下さい。

(2) 取扱い2 : サンディング、研磨あるいは切断等の加工時には、粉塵の吸入を避ける

ために、適切な呼吸保護具を着用し、作業中には換気を行って下さい。加熱溶融時に眼や皮膚を刺激する可能性があります。加熱、溶融作業では加熱溶融によって発生するガスを排出するために有効な局所排気装置を設置して下さい。ガスの吸入を避けるために、適切な呼吸保護具を着用して下さい。

- (3) 注意事項 1 : 機械加工時、加工速度を極端に早くすると、製品が割れて飛散したり加工面が溶融する可能性がありますので適性な条件で加工して下さい。もし溶融した場合は直接触れないで下さい。
- (4) 注意事項 2 : 機械加工時、および熱処理時にはガスを吸入しないようにして下さい。
- (5) 注意事項 3 : 常温で引火、爆発の恐れはありませんが、近くで火気をみだりに使用しないで下さい。
- (6) 注意事項 4 : 製品は静電気を帯び易いので、必要に応じ静電気除去の対策をして下さい。
- (7) 注意事項 5 : 粉塵の発生は避けて下さい。
- (8) 注意事項 6 : 作業後には、手や顔の洗浄やうがいを行って下さい。
- (9) 注意事項 7 : 作業着は常に清浄なものを着用し、粉塵が付着した衣類は再使用前に洗濯して下さい。
- (10) 注意事項 8 : 溶融させる場合、樹脂を高温の状態で長時間滞留させないで下さい。
- (11) 保管 1 : 直射日光の当たらない、熱、発火源から離れた場所で保管して下さい。
- (12) 保管 2 : 製品を立てかけて保管すると反りが発生するため、棚に水平に保管して下さい。

8. 暴露防止及び保護措置

- 8. 1 設備対策 : 溶融時に発生するガスや、加工時に発生する粉塵で作業場が汚染されないように、局所排気及び全体換気を適切に行なって下さい。
粉塵を扱う場合は粉塵爆発対策をした密閉容器を使用して下さい。
- 8. 2 許容濃度 : 日本産業衛生学会と ACGIH はともに、ポリアミド樹脂の粉塵に関する許容濃度は定めていませんが、次の値を運用するのが妥当と考えられます。
日本産業衛生学会勧告値(2006年) 第3種粉塵
時間荷重平均値 : 吸入性粉塵 2mg/m³、総粉塵 : 8mg/m³
ACGIH勧告値(2006年) 一般粉塵
時間荷重平均値 : 吸入性粉塵 3mg/m³、総粉塵 : 10mg/m³

8. 3 保護具

- (1) 呼吸器用の保護具 : 機械加工、サンディング等の粉塵の発生する作業のときは、防塵マスクを着用して下さい。溶融した樹脂を取り扱う場合には、有機ガスマスクを着用して下さい。
- (2) 手の保護具 : 溶融した樹脂を取り扱う場合には、火傷防止のため、耐熱手袋を着用して下さい。
- (3) 眼の保護具 : 機械加工、サンディング等の作業のときは、保護眼鏡、ゴーグル等を着用して下さい。
- (4) 皮膚及び身体の保護具 : 溶融した樹脂を取り扱う場合には、火傷防止のため、長袖服長ズボン、帽子を着用し露出部を可能な限り無くして下さい。
必要に応じて腕カバーや保護面を使用して下さい。
- (5) 適切な衛生対策 : 取扱い後は、手洗い、洗顔、うがいを十分に行なって下さい。

的確な工業衛生管理規則に則った換気及び清掃を実施してください。
作業着は再使用の前に洗濯して下さい。

9. 物理的及び化学的性質

9. 1 物理的状态

- (1) 外觀等 : シート状固体物
- (2) 色 : 灰色
- (3) 臭い : 通常ではなし。
- (4) 物理的状态が変化する特定の温度／温度範囲 :
 - A. 沸点 : なし
 - B. 融点／凝固点 : 218～228℃
 - C. 引火点 : 文献に知見なし
 - D. 自然発火温度（発火点） : >400℃
 - E. 燃焼又は爆発範囲 : 文献に知見なし
 - F. 蒸気圧 : なし
 - G. 蒸気密度 : なし
 - H. 比重／密度 : 1.14

10. 安定性及び反応性

- 10. 1 安定性 : 一般的な保管、取扱いでは安定と考えられます。
- 10. 2 避けるべき条件 : 高温、直射日光、火気、熱源等
- 10. 3 避けるべき材料 : 危険な反応の原因となる化学物質は知られていません。
- 10. 4 危険有害な分解生成物 : 燃焼時には、黒煙、二酸化炭素、一酸化炭素、窒素酸化物等のガス発生の恐れがあります。
- 10. 5 安定性・反応性 : 一般的な保管、取扱いでは安定と考えられます。

11. 有害性情報

11. 1 基本的な有害性に関する情報

- (1) 急性毒性 : 区分外

※：混合物の判定理論に基づき「区分外」に分類されます。

- (2) 皮膚腐食性／刺激性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (3) 目に対する重篤な損傷／刺激性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (4) 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (5) 変異原性（生殖細胞変異原性） : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (6) 発がん性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (7) 生殖毒性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (8) 特定標的臓器／全身毒性－単回暴露 : 区分外

※：混合物の判定理論に基づき「区分外」に分類されます。

- (9) 特定標的臓器／全身毒性－反復暴露 : 区分2

※：混合物の判定理論に基づき「区分2」に分類されます。

- (10) 吸引性呼吸器有害性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- (11) その他情報 : ※なお分類できないとした項目についても、現時点で入手できるデータにおいて、健康および環境に対する有害性が報告された事例はありません。

12. 環境影響情報

- 12. 1 生態毒性 : 分類できない（記述すべきデータはない）

- 12.2 水性環境／急性有害性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- 12.3 水性環境／慢性有害性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- 12.4 残留性／分解性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- 12.5 生態蓄積性 : 分類できない（記述すべきデータはない）
- 12.6 土壤中の移動性 : 分類できない（記述すべきデータはない）

13. 廃棄上の注意

13.1 廃棄方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「産業廃棄物（廃プラスチック類）」に該当します。
知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託して下さい（地方公共団体が処理を行なっている場合には、地方公共団体に委託する）。廃棄物の処理に関する法律、規則、条例等に則して処理を行って下さい。

14. 輸送上の注意

- 14.1 国際規則 : 該当しない。
- 14.2 国連番号、国連分類 : 該当しない。
- 14.3 輸送上の特定の安全対策及び条件 :
製品の破損がないように、投げたり落下させる等の乱暴な取扱いは、行わないで下さい。
高く積載するときは、荷崩れしないように取扱って下さい。
また、直射日光や風雨にさらされないようにカバーをしてください。

15. 適用法令

- 15.1 消防法
(1) 指定可燃物（3000Kg以上）
- 15.2 廃棄物処理法
(1) 廃プラスチック類
- 15.3 PRT法
(1) 第1種指定化学物質 : 非該当
(2) 第2種指定化学物質 : 非該当
- 15.4 労働安全衛生法
(1) 名称を通知すべき危険物及び有害物（法題57条2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
モリブデン及びその化合物 二硫化モリブデン（0.1重量%以上を含有すり製剤その他の物（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）
(2) 適用法規情報 : この製品に関する貴国又は地方の規制について調査することは、当社として行ないかねますので、この問題は貴社の責任で処理願います。
この製品に関する貴国又は地方の規制を遵守してください。

16. その他の情報

- 16.1 参考文献
(1) 「JIS Z 7252: GHSに基づく化学物質等の分類方法」、日本規格協会（2019）
(2) 「JIS Z 7253: GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」、日本規格協会（2019）
(3) 「GHSガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針」、日本規格協会（日本化学工業協会編集）（2019）

- (4) 「17322 の化学商品」、化学工業日報社 (2022)
- (5) 「樹脂ペレット漏出防止マニュアル」、日本プラスチック工業連盟他 (1993)

16. 2 最新版の改定日と変更箇所

2013年	9月12日	全面改訂
2014年	4月1日	会社名を変更
2014年	10月30日	住所の変更
2016年	4月1日	組織変更による「海外押出販売課」追記
2023年	6月26日	書式変更
2025年	3月28日	一部見直し
2025年	12月24日	SDS更新に伴い見直し

16. 3 責任の限定について

製品安全データシートは、当該製品を安全に取扱うための参考情報として、当該製品を扱う事業者提供されるものであって、安全を保証するものではありません。ここに記載された数値は、規格値や品質を保証する数値ではありません。この製品安全データシートは、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、本品（当該製品）に関する全ての情報が網羅されているわけではありません。記載内容は当該製品の通常の手扱いを前提として作成しています。特別な手扱いについては、用途、用法に応じた安全対策を施してご使用願います。

以 上